

一般社団法人大阪府病院薬剤師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大阪府病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人日本病院薬剤師会と連携のもと、大阪府内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理的学術的水準を高め、臨床薬学及び病院薬局全般の進歩、発展のための事業を行うことにより、薬物治療の向上及び高度医療に貢献し、良質な医療の確保につとめ、ひいては地域住民の薬事衛生並びに地域医療の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 臨床薬学の教育と研修に関する事業
- (2) 医薬品の安全性・有効性の確保並びに適正使用のための情報の収集と評価・伝達に関する事業
- (3) 地域医療・地域保健での薬事指導・啓発に関する事業
- (4) 麻薬・向精神薬並びに血液製剤の適正管理に関する事業
- (5) 臨床薬学等についての広報に関する事業
- (6) 会誌及び図書等の刊行に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携及び協力に関する事業
- (8) 会員の福利厚生に関する事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 大阪府内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師で、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 転退職などにより正会員の資格を失ったもの及び前号に該当しない薬剤師で本会の目的に賛同した個人

- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体又は個人
 - (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の発議により会長が推せんし、総会の同意を得た者
- 2 名誉会員の資格は、終身とし会費の納入を要しない。

(入会)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員の入会は自由意志によるものとし、入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、第9条第4号及び第10条の理由により会員資格喪失もしくは除名されたものが再入会しようとするものにあつては、理事会の承認を要する。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 第8条及び第10条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 成人被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 賛助会員資格が消滅又は死亡したとき
- (4) 会費の納入を怠り、催促を受けた後3カ月以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の7日前までにその旨を通知し、かつ、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の目的を妨げ、又は妨げようとする行為があつたとき
- (2) 本会の名誉を毀損するような行為があつたとき
- (3) 本会の定款に違反したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失ひ、義務を免れる。ただし、すでに発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 代議員

(定義及び人数等)

第12条 本会は正会員から選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という）上の社員とする。

- 2 代議員数は支部ごとに正会員の概ね30人の中から1人の割合をもって算出する。端数は切り上げる。
- 3 前項による代議員数の算出には、代議員改選前年の12月31日現在における会費を納入した正会員数を用いる。
- 4 代議員数の算出後において、支部ごとの正会員数に異動があっても、次の改選期まで代議員の定数は変更しない。
- 5 代議員は無報酬とする。ただし総会開催に伴う旅費については支弁することができる。

(選出及び任期)

第13条 代議員を選出するため、支部を区域として正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会が定める。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は自己の勤務先が所属する支部の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することができない。
- 4 第1項の代議員選挙は2年に1度、6月30日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙を行った年の7月1日から2年後の6月30日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は役員を選任及び解任（法人法第63条、第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 5 本会は、原則として、代議員選挙及び補欠の代議員選挙を支部に委託して行う。

(資格の喪失)

第14条 代議員は、いつでも辞任することができる。

- 2 代議員は、正会員資格を失ったとき及び法人法第29条各号の事由に該当するときは資格を喪失する。
- 3 辞任等により代議員が欠けた場合は、得票数の多かった補欠の代議員を順次繰り上げて代議員とすることができる。
- 4 繰り上げ当選した代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の当初の任期までとする。

(正会員の権利等)

第 15 条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員たる代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

第 5 章 役員等

（役員の種類及び定数）

第 16 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、6 名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 17 条 理事及び監事は、理事会が別に定める規程により、総会の決議によって選任する。ただし、理事は正会員から選任しなければならないが、監事は、正会員以外からも選任することができる。

2 会長、副会長及び常任理事は理事会の決議によって選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合算数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

（理事の職務及び権限）

第 18 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 常任理事は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を調査する。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は第16条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任した後も後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事及び監事は総会の決議により、解任することができる。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益

が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員報酬)

第 23 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事は、有給とすることができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は総会が別に定める。

(支部長)

第 24 条 本会の目的及び事業遂行のため支部を設け、各支部に支部長を置く。支部長は法人法上の役員に該当しない。

- 2 支部長は、各支部において支部会員の互選により支部長候補者を選出し、会長が理事会の承認を得て任免する。その任期などは第 20 条を準用する。
- 3 支部長は、支部運営の責任者となり事業の推進に寄与する。
- 4 支部長は、理事又は代議員を兼ねることができる。
- 5 支部区分は、総会が別に定める細則により定める。
- 6 支部長は、支部所属会員に異動があったときは速やかに会長に報告する。
- 7 支部長は、無報酬とする。

(顧問)

第 25 条 本会に、本会の運営等に関し、専門家及び要職歴任者の意見を参考にするため、顧問を置くことができる。顧問は法人法上の役員に該当しない。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、会長の必要と認める会議に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第 6 章 総 会

(構成等)

第 26 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。
- 3 第 1 項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 4 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 5 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第 27 条 総会は次に掲げる事項及び法人法に定める事項を決議する。

- (1) 定款の変更

- (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
 - (5) 理事の報酬等の額
 - (6) 名誉会員の承認
 - (7) 会員の除名
 - (8) 解散に関する事項
 - (9) 理事会が付議した事項
 - (10) その他この定款に定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においてはあらかじめ目的である事項として通知した以外の事項は、決議することができない。

(開催)

- 第 28 条 通常総会は、毎年 6 月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある時は理事会の決議を経て変更することができる。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

- 第 29 条 総会は、理事会の決議により会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日より 7 日前までに代議員に通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

- 第 30 条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

(会議の成立等)

- 第 31 条 総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 2 総会に出席できない代議員は、委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人（他の正会員に限る）にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。

(決議)

- 第 32 条 総会の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総代議員の半数以上で、かつ、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 解散に関する事項
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第33条 理事又は代議員が総会の目的である事項につき提案した場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には総会の議長、会長及び総会に出席した代議員の中から選出された代議員1名が記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) その他重要な会務の決定

(開催)

第37条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第19条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会の招集手続きを経ることなく開催することができる。

5 監事は、質問し又は意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

6 会長は、理事会の招集に当り、会務運営の意思疎通をはかるため、支部長等の出席を求めることができる。ただし、支部長等は、質問し又は意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

(議長)

第39条 理事会の議長は会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときには出席理事の中から選出する。

(会議の成立)

第40条 理事会は議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

第8章 諮問機関

(会議の種類)

第44条 本会に諮問機関として常任理事会及び支部長会を置く。

2 常任理事会及び支部長会は総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

(常任理事会)

第 45 条 常任理事会は会長、副会長及び常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 常任理事会は、業務を執行するに当たり必要な事項並びに会長が理事会に付議する事項の協議を行う。

4 会長は随時、必要な場合に常任理事会を招集し、その議長となる。

(支部長会)

第 46 条 支部長会は、役員及び支部長をもって組織し、会長が招集し、支部長が提出した事項及び理事会から付議された事項等につき協議する。

2 支部長会は、役員及び支部長の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 支部長会は、会長が必要と認めた場合又は 3 支部以上から請求があった場合、会長が招集する。

4 支部長会の議長は、会長が当たる。

第 9 章 会務執行部及び委員会

(構成)

第 47 条 理事会の補助機関として会務を円滑に運営するため必要な会務執行部及び委員会を置く。

2 会務執行部及び委員会は総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

3 会務執行部には部員を、委員会には委員を置くことができる。

4 部員及び委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

5 会務執行部及び委員会の種類、構成及び任務その他必要な事項は総会が別に定める細則により定める。

第 10 章 会計等

(事業年度)

第 48 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金)

第 49 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則等)

第 50 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は理事会で定める。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とす

る。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 事務局

(設置)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 本会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 雑則

(公告の方法)

第57条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(細則)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は総会又は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は但馬重俊とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 13 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。